

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 1 号
件 名	新潟市情報公開請求に対する適正な取扱いを求めることについて
要 旨	<p>情報公開請求の補正については、新潟市情報公開条例第8条第2項に「補正を求めることができる」とされているが、市から補正についての文書が1月14日に送付され、その補正書には「補正を命じられた」と印字されていた。補正を命じることはできるのでしょうか。</p> <p>さらに、補正の期限が1月21日である。上記条例では「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」とされている。</p> <p>12月15日付で審査庁から裁決書が送付され「改めて決定を行い、別途通知する」としたが、処分庁から通知が来たのは2月7日であり、遅過ぎる。</p> <p>非開示決定通知書の公開できない理由が「保有していないため」だけでは、理由が分からない。「保存年限（1年）が経過し、文書を破棄したため」等とするか、文書自体がないのか等の理由を明らかにすべきである。</p> <p>以上のことから、下記について陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補正を求めるときは、条例の規定を遵守すること。</p> <p>2 処分庁、審査庁に任せるだけでなく、情報公開請求に対する管理を徹底すること。</p> <p>3 公開できない理由を詳細に記載すること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第1項) 第3項</p> <p style="text-align: right;">} 総務常任委員会</p>
受 理	令和4年2月9日 第583号